

がつ ぎょうじよてい 12月の行事予定

にちようび 日曜日	げつようび 月曜日	かようび 火曜日	すいようび 水曜日	もくようび 木曜日	きんようび 金曜日	とようび 土曜日
				1 ・貯筋体操 ・パソコン	2 ・卓球	3 ・曲碁
4	5 ・曲碁 ・周辺地域巡回 事業	6 ・フォークダンス ・卓球	7 ・曲碁 ・スマイルジュニア ・ふれあい料理 教室① (当面の間中止)	8 ・パソコン ・ふれあい喫茶 (当面の間中止)	9 ・卓球	10 ・曲碁
11	12 ・曲碁 ・各種相談日 ・ふれあい料理 教室② (当面の間中止)	13 ・フォークダンス ・卓球	14 ・曲碁 ・スマイルジュニア	15 ・貯筋体操 ・パソコン	16 ・卓球	17 ・曲碁
18	19 ・曲碁	20 ・フォークダンス ・卓球	21 ・曲碁 ・スマイルジュニア	22 ・貯筋体操 ・パソコン	23 ・卓球	24 ・曲碁
25	26 ・曲碁	27 ・フォークダンス ・卓球	28 ・仕事納め	29 ・休館日	30 ・休館日	31 ・休館日

あさひぶんかかいかん 朝日文化会館

か い か かん

会館だより

だい 477号 令和4年12月号

あさひぶんかかいかんれんらくさき
朝日文化会館連絡先
じゅうしょ しこくちゅうおうしみしまあさひ ちょうめ ばん ごう
住所：四国中央市三島朝日3丁目5番30号
TEL：0896-28-6070
FAX：0896-28-6104



あさひぶんかかいかん がいかん
【朝日文化会館の外観】

【お知らせ】

- ふれあい喫茶（百円モーニング）**新型コロナが終息するまでの間、中止します。**
- ふれあい料理教室①② **新型コロナが終息するまでの間、中止します。**
- 周辺地域巡回事業 12月5日（月）16時～、三島地域
- 各種相談日 12月12日（月）10時～
人権相談、生活相談、困っていること、何でも話に来てください。

※新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、事業が中止又は延期となることがあります。

だれ
「誰か」のこと じゃない。

じんけんしゅうかん がつ か がつ か
人権週間 12月4日～12月10日

じんけんしゅうかん そんな
「人権週間」をご存じですか？

こくさいれんごう ねん しょうわ ねん がつ か だいい かいそうかい せかいじんけん
国際連合は、1948年（昭和23年）12月10日第3回総会において世界人権

せんげん さいたく ねん しょうわ ねん がつ か だいい かいそうかい
宣言を採択しました。そして1950年（昭和25年）12月4日第5回総会におい

て、12月10日を「人権デー」と定めるとともに、すべての加盟国にこれを記念

する行事を実施するよう呼びかけています。

まいとし がつ か がつ か しょうかん じんけんしゅうかん さいだ ぜんこく
毎年、12月4日から12月10日までの1週間で「人権週間」と定め、全国

各地でシンポジウム、講演会等を開催するほか、テレビ・ラジオなど各種のマス

メディアを利用した集中的な啓発活動を行っています。

ほうむしょう じんけんようごきかん じんけんもんだい だれ もんだい じぶん もんだい
法務省の人権擁護機関では、人権問題を誰かの問題ではなく、自分の問題と

して捉え、人権を尊重することの大切さについて考えてもらえるよう、「誰か

のことじゃない。」を啓発重点目標に掲げ各種の人権啓発活動を幅広く展開

しています。

じんけん か だいい つ わたし ひとり
人権をめぐる課題は尽きません。まず、私たち一人ひとりが

人権尊重の重要性を改めて認識して、他人の人権に配慮した

行動を取ることが大切です。

たが みと あ あいて きも かんが おも
互いを認め合い相手の気持ちを考え、思いやることのできる

心を育むことが重要です。



じんけんもんだい だれ もんだい じぶん もんだい とら じんけん そんな
人権問題を誰かの問題ではなく、自分の問題として捉え、人権を尊重するこ

との大切さを考えていくことで、人権を尊重した社会の実現へと繋がると思

います。すべての人が、人として大切にされる社会を実現するための出発点は、

私たち一人ひとりです。

せかいじんけんせんげん
『世界人権宣言』

せかいじんけんせんげん きほんてきじんけんそんちよう げんそく さいだ はじ じんけんほしょう
世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の

目標や基準を国際的にうたった画期的なものです。

せかいじんけんせんげん
世界人権宣言とは

せいき せかい ま こ たいせん お とく だいにじせかいたいせんちゆう
20世紀には、世界を巻き込んだ大戦が起こり、特に第二次世界大戦中においては、

特定の人種の迫害、大量虐殺など、人権侵害、人権抑圧が横行しました。このような

経験から、人権問題は国際社会全体にかかわる問題であり、人権の保障が世界平和の

基礎であるという考え方が主流になってきました。

そこで、1948年（昭和23年）12月10日、国連第3回総会（パリ）において、「すべ

ての人民とすべての国が達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されま

した。

せかいじんけんせんげん きほんてきじんけんそんちよう げんそく さいだ じたい ほうてきこうそくりよく
世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、それ自体が法的拘束力

を持つものではありませんが、初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なものです。

この宣言は、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野

にわたる多くの権利を内容とし、前文と30の条文からなっており、世界各国の憲法や

法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い

影響を及ぼしています。

せかいじんけんせんげん きてい けんり ほうてき こうそくりよく も けいざいてき しゃ
さらに、世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、「経済的、社

会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」と「市民的及び政治的権利に関する国

際規約（B規約）」の2つの国際人権規約が採択され、その後も個別の人権を保障するた

めに様々な条約が採択されています。これらの条約が保障する権利の内容を理解し、広

めていくことが一人ひとりの人権を守ることにつながるのです。

かんりよう あんない
館利用についてのご案内

- みなさまに安全にご利用いただくために、感染防止対策を徹底しています。
- 毎月10日は、ハローワークの巡回相談（職業相談）をしていますが、新型コロナウイルス感染防止の対策として、電話による予約制としています。人権相談、困っていること、何でも相談してください。

